

青森県 漁業権に関する情報一覧
【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
内共第1号	新深浦町漁業協同組合	西津軽郡深浦町地内	河口から上流の笹内川本支流	第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西津軽郡深浦町大字沢辺、大字正道尻、大字岩崎、大字森山、大字松神及び大字黒崎	やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第2号	深浦町漁業協同組合	西津軽郡深浦町地内	河口から上流の吾妻川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	同上	同上	同上	西津軽郡深浦町大字深浦及び大字広戸	やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第3号	追良瀬内水面漁業協同組合	西津軽郡深浦町地内	河口から上流の追良瀬川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	同上	同上	同上	西津軽郡深浦町大字追良瀬	やなにより水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。 ①施設は、河川流幅の2分の1以内であること。 ②やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。
内共第4号	大童子川内水面漁業協同組合	西津軽郡深浦町地内	河口から上流の大童子川橋(深浦町大字岩坂字大童子川国有林2017林班と2024林班の林班界)下流端までの大童子川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	同上	同上	同上	西津軽郡深浦町大字岩坂、大字柳田及び大字関字小島崎	
内共第5号	鱒ヶ沢町漁業協同組合 赤石地区漁業協同組合	西津軽郡鱒ヶ沢町地内	河口から上流の赤石川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 かじか漁業	同上	同上	同上	西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町、大字日照田町、大字姥袋町、大字種里町、大字鬼袋町、大字一ツ森町、大字深谷町、大字小森町、大字館前町及び大字南金沢町	
内共第7号	西津軽新田漁業協同組合	つがる市地内	平滝沼	同上	こい漁業 ふな漁業	同上	同上	同上	つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡木造町の区域に限る。)	
内共第8号	十三漁業協同組合	五所川原市地内	前潟、セバト沼、これらを連結する水路及びセバト沼と明神沼を連結する水路	第1種共同漁業	しじみ漁業	同上	同上	同上	五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)	青森県が市浦地区広域型増殖場内で実施する増殖事業を妨げてはならない。
内共第9号	十三漁業協同組合	五所川原市地内	前潟、セバト沼、明神沼及びこれらに連結する水路	第5種共同漁業	ふな漁業 わかさぎ漁業	同上	同上	同上	五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)	青森県が市浦地区広域型増殖場内で実施する増殖事業を妨げてはならない。
内共第10号	十三漁業協同組合 車力漁業協同組合	五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町地内	十三湖	第1種共同漁業	しじみ漁業	同上	同上	同上	五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)、つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡車力村の区域に限る。)及び北津軽郡中泊町(平成17年3月27日における旧中里町の区域に限る。)	青森県が市浦地区広域型増殖場内で実施する増殖事業を妨げてはならない。

青森県 漁業権に関する情報一覧
【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
内共第11号	十三漁業協同組合	五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町地内	十三湖及び唐川	第5種共同漁業	ふな漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 えび漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)、つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡車力村の区域に限る。))及び北津軽郡中泊町(平成17年3月27日における旧中里町の区域に限る。))	やなにより水産動物を採捕してはならない。
	車力漁業協同組合									
内共第12号	西津軽新田漁業協同組合	五所川原市及びつがる市地内	河口から上流の田光沼までの山田川本流、田光沼及び田光沼から上流の妙堂川との合流点までの山田川本支流	同上	ふな漁業	同上	同上	同上	つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡車力村、木造町及び稲垣村の区域に限る。))	やなにより水産動物を採捕してはならない。
	車力漁業協同組合									
内共第13号	岩木川漁業協同組合	五所川原市、つがる市、北津軽郡中泊町、鶴田町、板柳町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町及び弘前市地内	河口から上流の平川との合流点までの岩木川本流及び平川との合流点から上流の岩木川本支流。ただし、後長根川を除く。	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いwana漁業 うぐい漁業 かじか漁業 かわやつめ漁業 さくらます漁業	同上	同上	同上	五所川原市(平成17年3月27日における旧五所川原市の区域に限る。)、つがる市(平成17年2月10日における旧木造町、柏村、稲垣村及び車力村の区域に限る。)、北津軽郡中泊町(平成17年3月27日における旧中里町の区域に限る。))、鶴田町、板柳町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町(平成17年3月27日における旧藤崎町の区域に限る。))及び弘前市	やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな3カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。 ①施設は、河川流幅の2分の1以内であること。 ②やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。
内共第14号	平川内水面漁業協同組合	南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、平川市及び弘前市地内	平川と岩木川との合流点から上流の平川本支流。ただし、平川と浅瀬石川との合流点から上流の浅瀬石川を除く。	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いwana漁業 うぐい漁業 かじか漁業	同上	同上	同上	南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、平川市及び弘前市(平成17年2月26日における旧弘前市の区域に限る。))	やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。 ①施設は、河川流幅の2分の1以内であること。 ②やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。
内共第15号	浅瀬石川漁業協同組合	黒石市、平川市及び南津軽郡田舎館村地内	平川と浅瀬石川との合流点から上流の浅瀬石川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いwana漁業 うぐい漁業 にじます漁業 かじか漁業	同上	同上	同上	黒石市、平川市及び南津軽郡田舎館村	やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。 ①施設は、河川流幅の2分の1以内であること。 ②やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。
内共第16号	旧十川漁業協同組合	五所川原市地内	岩木川と旧十川との合流点から上流の旧十川と十川との合流点までの間の旧十川(金木川、小田川、飯詰川を含む。))	同上	やまめ漁業 こい漁業 いwana漁業	同上	同上	同上	北津軽郡鶴田町及び五所川原市(平成17年3月27日における旧五所川原市及び金木町の区域に限る。))	やなにより水産動物を採捕してはならない。

青森県 漁業権に関する情報一覧

【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
内共第17号	三厩漁業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町地内	増川川本支流のうち次のア、イ、ウ及びエの区域 ア 河口から上流の増川川本流 イ 増川川支流の理右衛門沢のうち、八木沢との合流点から100メートル下流に設置されている堰堤の下流端まで ウ 増川川支流の南股沢のうち、平五郎沢との合流点まで エ 増川川支流の西股沢のうち、堤沢との合流点から20メートル下流に設置されている堰堤の下流端まで	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いwana漁業	同上	同上	同上	東津軽郡外ヶ浜町(平成17年3月27日における旧三厩村の区域に限る。)	

青森県 漁業権に関する情報一覧
【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
内共第18号	今別町内水面漁業協同組合	東津軽郡今別町地内	今別川本支流のうち次のア、イ、ウ及びエの区域 ア 今別川本流のうち、母沢治山ダム(今別営林署施工、昭和37年竣工)から下流の区域 イ 上股川のうち、上股沢治山ダム(今別営林署施工、昭和50年10月31日竣工)から下流の区域 ウ 槌菱沢のうち、槌菱沢治山ダム(今別営林署施工、昭和55年9月26日竣工)から下流の区域 エ 安兵衛川のうち、長沢との合流点から下流の区域	第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いwana漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	東津軽郡今別町	
内共第19号	蟹田川漁業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町地内	河口から上流の蟹田川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いwana漁業 うぐい漁業	同上	同上	同上	東津軽郡外ヶ浜町(平成17年3月27日における旧蟹田町の区域に限る。)	やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第21号	野内川漁業協同組合	青森市地内	野内川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ及びオの区域 ア 野内川本流のうち、河口から上流の赤沢1号砂防堰堤まで イ 平沢のうち、野内川本流との合流点から上流の東滝沢山国有林349林班はまで ウ カバハギ沢のうち、野内川本流との合流点から上流の東滝沢山国有林351林班い1小班の下流端まで エ 下折紙沢のうち、野内川本流との合流点から上流の下折紙沢H12治山ダムまで オ 小川目沢のうち、野内川本流との合流点から北滝沢山国有林335林班い1小班のケシネグラ2号砂防堰堤まで	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いwana漁業 うぐい漁業	同上	同上	同上	青森市	
内共第22号	野辺地川漁業協同組合	上北郡野辺地町及び東北町地内	野辺地川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの区域 ア 河口から上流の野辺地川本流 イ 清水目川のうち、東北町字添ノ沢国有林1055林班、1056林班及び1057林班の境から400メートル上流までの間の区域 ウ 添ノ沢のうち、野辺地川荒廃砂防堰堤までの間の区域 エ 与田川のうち、当該河川に架かる青い森鉄道線(下り線)から400メートル上流までの間の区域 オ 枇杷野川のうち、枇杷野川第1号堰堤までの間の区域 カ 二本木川のうち、当該河川に架かる青い森鉄道線(下り線)から1,000メートル上流までの間の区域	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いwana漁業	同上	同上	同上	上北郡野辺地町及び東北町(平成17年3月30日における旧東北町の区域に限る。)	

青森県 漁業権に関する情報一覧
【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
内共第23号	川内町内水面漁業協同組合	むつ市市内	川内川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びソの区域 ア 河口から上流の川内川本流のうち、滝ノ沢との合流点まで イ 八木沢のうち、鬼目沢との合流点まで ウ 小倉平沢のうち、助作沢との合流点まで エ 和白沢のうち、小股沢との合流点まで オ 中川のうち、乙部沢との合流点まで カ 桂沢(中川との合流点から立石沢との合流点まで) キ 荒川のうち、障子滝沢との合流点まで ク 矢櫃川のうち、トウス沢との合流点まで ケ 新九郎沢のうち国有林846林班、848林班及び849林班の境まで コ 湯野川(川内川本流との合流点から砥石沢との合流点まで) サ 湯野小川のうち、冷水沢との合流点まで シ 新助沢のうち、ツナサガリ沢との合流点まで ス 砥石沢のうち、五階滝沢との合流点まで セ 三九部川のうち、カモリ沢との合流点まで ソ 田ノ沢(湯野川との合流点からクロヒバ沢との合流点まで)	第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いwana漁業 うぐい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	むつ市(平成17年3月13日における旧川内町の区域に限る。)	
内共第24号	風間浦漁業協同組合	下北郡風間浦村地内	河口から上流の目滝川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いwana漁業	同上	同上	同上	下北郡風間浦村大字易国間	やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第25号	風間浦漁業協同組合	下北郡風間浦村地内	河口から上流の易国間川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いwana漁業	同上	同上	同上	下北郡風間浦村大字易国間	やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第26号	大畑町漁業協同組合	むつ市市内	河口から上流の大畑川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いwana漁業 うぐい漁業	同上	同上	同上	むつ市(平成17年3月13日における旧大畑町の区域に限る。)	やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第27号	野牛漁業協同組合	下北郡東通村大字野牛地内	河口から上流の野牛川本流	同上	こい漁業 うなぎ漁業	同上	同上	同上	下北郡東通村大字野牛	やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第28号	猿ヶ森漁業協同組合	下北郡東通村地内	大沼	同上	こい漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業 えび漁業	同上	同上	同上	下北郡東通村大字猿ヶ森	
内共第29号	猿ヶ森漁業協同組合	下北郡東通村地内	左京沼	同上	こい漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業 えび漁業	同上	同上	同上	下北郡東通村大字猿ヶ森	
内共第30号	老部川内水面漁業協同組合	下北郡東通村地内	河口から上流の小老部川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いwana漁業 うぐい漁業	同上	同上	同上	下北郡東通村大字白糠	やなにより水産動物を採捕してはならない。

青森県 漁業権に関する情報一覧
【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
内共第31号	老部川内水面漁業協同組合	下北郡東通村地内	河口から上流の老部川本支流	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 いwana漁業 うぐい漁業	同上	同上	同上	下北郡東通村大字白糠	やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第32号	六ヶ所村海水漁業協同組合	上北郡六ヶ所村地内	河口から上流の老部川本支流	第5種共同漁業	やまめ漁業 いwana漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	上北郡六ヶ所村	やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第33号	六ヶ所村漁業協同組合	上北郡六ヶ所村及び三沢市地内	河口から上流の高瀬川本支流。ただし、高瀬川放水路を除く。 高瀬川本流については、次のア及びイを結んだ直線までの区域とする。 ア 上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地40の2に設置した標柱 イ 三沢市大字三沢字早稲田298番地132号に設置した標柱	第1種共同漁業	しじみ漁業	同上	同上	同上	上北郡六ヶ所村及び三沢市	
	三沢市漁業協同組合									
内共第34号	六ヶ所村漁業協同組合	上北郡六ヶ所村及び三沢市地内	河口から上流の高瀬川本支流、市柳沼及び田面木沼。ただし、高瀬川本流については、次のア及びイを結んだ直線までの区域とする。 ア 上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地40の2に設置した標柱 イ 三沢市大字三沢字早稲田298番地132号に設置した標柱	第5種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業	同上	同上	同上	上北郡六ヶ所村及び三沢市	高瀬川以外の水路においては、やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第35号	小川原湖漁業協同組合	上北郡東北町、六ヶ所村及び三沢市地内	小川原湖(内沼を除く。)	第1種共同漁業	しじみ漁業	同上	同上	同上	上北郡東北町、六ヶ所村及び三沢市	
内共第36号	小川原湖漁業協同組合	上北郡東北町、七戸町、六ヶ所村及び三沢市地内	小川原湖、内沼、姉沼、花切川、砂土路川及び七戸川。ただし、砂土路川については、河口から上北郡東北町と十和田市との境までの間の区域、七戸川については、次のア、イ、ウ、エ及びオの区域とする。 ア 河口から上流の七戸川本流 イ 七戸川支流の作田川のうち、澱上沢コンクリート治山堰堤(昭和47年8月24日、青森営林局施工)の下流端まで ウ 七戸川支流の和田川のうち、北股沢と南股沢との合流点付近に設置されている砂防堰堤(工事番号963号、昭和27年青森県施工)の下流端まで エ 七戸川支流の道地川のうち、上北郡七戸町字道地70番地2号に設置した標柱まで オ 七戸川支流の大林川及び大林川の北川目(上北郡七戸町字唐松96番地に設置した標柱まで)並びに大林川の南川目(上北郡七戸町字野左掛90番地3号に設置した標柱まで)	第5種共同漁業	やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いwana漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業 えび漁業	同上	同上	同上	上北郡七戸町(平成17年3月30日における旧七戸町の区域に限る。)、東北町、六ヶ所村及び三沢市	七戸川と坪川の合流点から上流の七戸川本支流以外においては、やなにより水産動物を採捕してはならない。
内共第37号	奥入瀬川漁業協同組合	上北郡おいらせ町、六戸町、十和田市及び八戸市地内	河口から上流の奥入瀬川本支流及び明神川。ただし、銚子大滝から上流の区域及び稲生川を除く。	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いwana漁業 うぐい漁業 にじます漁業 うなぎ漁業 さくらます漁業	同上	同上	同上	上北郡おいらせ町、六戸町、十和田市及び八戸市(平成17年3月30日における旧八戸市の区域に限る。)	やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。 ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。
内共第38号	奥入瀬川漁業協同組合	十和田市地内	鳶沼	同上	ひめます漁業	同上	同上	同上	十和田市	

青森県 漁業権に関する情報一覧
【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
内共第39号	三戸漁業協同組合	八戸市、三戸郡南部町、三戸町、田子町、五戸町及び新郷村地内	河口から上流の尻内橋下流端までの馬淵川本流及び尻内橋下流端から上流の馬淵川本支流。ただし、(左岸)八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉51の2地先(右岸)八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉50地先を上流端とする新設浅水川放水路と馬淵川本流との合流点までの区域を除く。河口を八太郎大橋下流端とする。	第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いwana漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 さくらます漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	八戸市、三戸郡南部町、三戸町及び田子町	やなにより、水産動物を採捕する場合は、点甲及び乙を結んだ直線から上流の馬淵川本支流の区域内において、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。 ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。 甲 平成17年12月31日における旧三戸郡名川町と南部町の境界 乙 甲から327度の線と対岸との交点
	馬淵川漁業協同組合									
内共第40号	新井田川漁業協同組合	八戸市及び三戸郡階上町地内	次のア及びイを結ぶ直線から上流の新井田川本支流 ア 川口神社中心点 イ 河原木河口護岸西方延長線上、新井田川左岸との交点	同上	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いwana漁業 うぐい漁業	同上	同上	同上	八戸市	やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。 ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。
	島守漁業協同組合									

青森県 漁業権に関する情報一覧
 【十和田湖 共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
十内共第1号	十和田湖増殖漁業協同組合	青森県十和田市及び秋田県鹿角郡小坂町	十和田湖全面及び奥入瀬川（子ノ口から鮎子大滝まで）の区域	第5種共同漁業	ひめます漁業 さくらます（陸封型）漁業 こい漁業 ふな漁業 えび漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	青森県十和田市大字奥瀬、沢田及び法量並びに秋田県鹿角郡小坂町	

青森県 漁業権に関する情報一覧

【区画漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
内区第1号	深浦町	西津軽郡深浦町大字松神地内	王池、越口ノ池、中ノ池及びこれらの池を連結する水路	第2種区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別		
内区第2号	深浦町	西津軽郡深浦町大字松神地内	鶏頭場ノ池、青池及びこれらの池を連結する水路	同上	いとう養殖業	同上	同上	同上		
内区第3号	深浦町	西津軽郡深浦町大字松神地内	日暮ノ池	同上	いとう養殖業	同上	同上	同上		
内区第4号	深浦町	西津軽郡深浦町大字松神地内	沸壺ノ池	同上	いとう養殖業	同上	同上	同上		